

岡田事務所通信

平成 27 年 **11** 月号 (第 123 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

介護休業給付の引き上げを検討 厚労省

政府は、家族の介護のために仕事を休む介護休業制度で、賃金の 40%となっている休業中の給付金を引き上げる検討に入りました。先行して引き上げた育児休業と同じ賃金の 67%とする案を軸に調整します。労使が参加する厚生労働省の労働政策審議会の部会で詳細を詰め、来年の通常国会で法改正を目指します。

介護を理由にした離職者は年間 10 万人に上り、政府は新たな看板政策「1 億総活躍社会」で、2020 年代初頭の「介護離職ゼロ」の実現を掲げています。介護休業は原則 1 回の取得に限られているため、政府は複数回に分けて取得できるよう既に検討に着手しています。

65 歳までの雇用 企業の 72.5%で採用

厚生労働省が発表した 2015 年の高年齢者の雇用状況の集計結果によると、希望者全員が少なくとも 65 歳まで働ける企業の割合は 72.5%と、前年比 1.5 ポイント上昇しました。改正高年齢者雇用安定法が 2013 年 4 月に施行されたことを受け、高齢者雇用が進んでいます。

調査は、従業員 31 人以上の企業を対象に実施。14 万 8991 社が回答しました。データは 6 月 1 日時点で、それによると、少なくとも 65 歳まで働ける企業数は 10 万 8086 社と、前年に比べ 4500 社増加しました。規模別に見ると、従業員 301 人以上の大企業では 0.8 ポイント上昇の 52.7%。一方、300 人以下の中小企業では 1.6 ポイント上昇の 74.8%で、中小の取り組みが進んでいます。

マイナンバー「通知カード」の発送が始まりました

マイナンバー制度施行に伴う「通知カード」の発送が 10 月 23 日、北海道でも始まりました。「通知カード」は、簡易書留で届けられ、配達時に不在だった場合は、通常と異なる赤色の不在連絡票が投かんされ、7 日間は再配達が可能です。その後は、3 か月間保管している地域の市区町村に問い合わせる必要があります。

また、「通知カード」の発送が始まったことで、個人情報聞き出そうとする不審な電話や訪問等が増えることも懸念されます。警察庁によれば、マイナンバー制度に関連して、官公庁や企業を名乗って個人情報を聞き出そうとするなどの不審な電話やメールなどが、全国で相次いでいるようです。電話や訪問でマイナンバーを聞かれるようなことはないため、注意が必要です。

明光義塾に是正勧告 バイト講師賃金未払い

仙台労働基準監督署は、学習塾「明光義塾」を運営する「明光ネットワークジャパン」(東京都新宿区)に対し、宮城県内の教室でアルバイト講師の賃金未払いがあったとして是正勧告をしました。

労働組合「個別指導塾ユニオン」によりますと、授業 1 コマ(90 分)当たりで賃金を支払う「コマ給」という仕組みのため、前後の準備や報告書作成に対する支払いが不十分で、労基法違反と指摘されました。アルバイト講師の大学院生の男性(23)が、労基署に事情を申告していました。

男性のコマ給は 1600 円で、授業前後の計 30 分間に相当する手当として 1 日 400 円が払われていましたが、厚生労働省で記者会見した男性は「30 分前には出勤して準備し、報告書も毎回 1 時間以上かかった」と証言しました。

◆ ご存知ですか？ ◆

【就業規則の作成・運用】

就業規則は、会社での就労における労働条件、服務規律、その他従業員に適用される各種ルールを明文化したものです。労働基準法では従業員が常時 10 人以上いる事業所に就業規則の作成と労働基準監督署への届出、そして従業員への周知を義務付けています。(従業員数が 10 人未満の場合でも作成が望ましいとされています。)
「モデル就業規則をそのまま使っている」、「就業規則はあるがしばらく改定していない」等の場合、逆に就業規則自体がトラブルの火種となるケースもありえます。会社の実態に合った就業規則を作成し、適切な運用を行っていくことが重要です。(マイナンバー関連条文も盛り込むことが望ましいです)



- 十勝大橋 -

事務所より

十勝でも先月下旬に早くも初雪を記録し、本格的な冬の訪れが近づいているのを感じます。これから雪が降ることを考えると、除雪の事が真っ先に頭に浮かび、少し暗い気持ちになるのですが、冬ならではの楽しみやイベントも十勝にはたくさんありますね。四季を思う存分感じられるこの十勝の冬を楽しみたいものですね。

日本産業カウンセラー協会が発表した第 9 回「働く人の電話相談室」の結果によりますと、過去 8 回の結果に比べ、特に「ハラスメント」に関する相談が多く、「職場の悩み」の相談相手は、「公的機関」(22.3%)がトップ、次いで「同僚」(12.5%)となったそうです。セクハラという言葉が使われるようになってからかなり経ちますが、その後、パワハラやモラハラ、そして最近はマタハラという言葉も出てきて、職場におけるハラスメントに対し、社会全体が敏感になってきているように感じます。経営者側としても「個人間の事だから無関係」とは当然言えず、会社の立場を明確にした上で、ケースに応じた適切な対応を行っていく事が必要となります。小さな火種が大きなトラブルにつながる事も多いので、早め早めの対応が望ましいかと思われます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

十勝管内では今年度も労災事故が多発しています。労災の多くは被災者本人の不注意や確認ミス等によって起こっています。年末に向けさらに忙しさを増す事業所様も多いかと思いますが、朝礼やミーティング等で業務中における注意を促すとともに安全確認を徹底し、労災事故を起こさないという職場意識を高めることが重要かと思われます。

